匿名組合契約の契約締結時交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の4に基づき、交付させていただくものです。)

- ・この書面には、お客様が締結される金融商品取引契約の内容をご確認いただく ための重要な事項を記載しております。
- ・契約締結に先立ち、お渡しさせていただきました本ローンファンドの「契約締結前交付書面」及び「匿名組合契約約款」と併せて、この書面をよくお読みいただき、契約内容につき改めてご確認いただけますよう宜しくお願い申しあげます。

営業者・第二種金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第2601号)

株式会社トラストファイナンス

東京都港区海岸三丁目9番15号

TEL: 03-6453-9952

FAX: 03-6453-9953

Email: support@trust-lending.net URL: http://www.trust-lending.net

金融商品取引業者の商号、名称 商号、名称又は氏名:株式会社トラストファイナンス 又は氏名ならびに営業所又は事 本店所在地:〒108-0022 東京都港区海岸三丁目 務所の名称 9番15号 LOOP-X 7階 金融商品取引契約の概要 (1) お客様にご契約いただく金融商品取引契約は、商法 (明治32年法律第48号)第535条に規定される 匿名組合契約です。匿名組合契約(以下、「本契約」 といいます。)とは、出資者が営業者の営業のために 出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを 約するものです。 (2) お客様と営業者が締結する本契約においては、お客様 が出資者、株式会社トラストファイナンスが営業者と なり、お客様は本契約に基づく匿名組合出資持分を取 得することとなります。 (3) お客様から出資された金銭は、お客様以外に営業者と の間で本契約を締結して、匿名組合出資持分を取得す ることとなる出資者からの出資金と合算して、営業者 が行う金銭の貸付に関する事業(以下、「本営業」と いいます。) に充てられます。 (4) 本営業では、営業者が複数の資金需要者(以下、「本 借入人」といいます。)との間で個別に金銭消費貸借 契約(以下、「本貸付契約」といいます。)を締結し、 本営業のために拠出された出資金を貸し付け、本貸付 契約に基づく債権(以下、「本貸付債権」といいます。) から、その元本返済金及び利息等(利息及び遅延損害 金等を含む。以下、「回収金」といいます。)の支払い を受けるものです。 (5) 回収金のうち、元本返済金がお客様への出資金の返還 原資となり、利息等から営業者が受けるべき営業者報 酬を差し引いた残額がお客様に対する利益分配の原 資となります。

金融商品取引契約の成立年月日

金融商品取引契約に係る手数料等に関する事項

本契約に関して、お客様には以下の手数料をご負担いただきます。

※その他の取引に関する内容は後記「取引の内容を適格に

示すために必要な事項」をご参照ください。

(1) 銀行振込手数料

お客様には、以下の場合に、銀行振込手数料をご負担いただきます。

- ① 本契約に基づき出資されるとき
- ② 出資を撤回し出資金の返還を受けるとき ※銀行振込手数料については、金融機関により相違及 び変動するものであり、事前に手数料率等を示すこと ができません。

(2) 解約手数料

該当ありません。(本契約は、お客様の都合による中途解約はできません。)

(3) 譲渡手数料

お客様は原則として、本契約により取得した匿名組合 出資持分を譲渡できません。但し、やむを得ない事由 があり、営業者が承諾する場合に限り、当該持分を譲 渡することができます。尚、この場合、お客様には当 該譲渡にかかる手数料として、金5,000円(別途 消費税)を営業者へお支払いただきます。

・出資金及び収益より、以下の手数料及びこれらの手数料 支払時に発生する銀行振込手数料をご負担いただきます。

(1) 営業者報酬

出資金及び収益より、別紙(営業者報酬について)記載の手数料率に基づき計算された営業者報酬をお支払いいただきます。

(2) その他の費用

本借入人が約定返済日の翌日以降、債務の支払いをしない場合に発生することとなる次の費用

- ① 営業者が本貸付債権の回収を行う場合に発生する、交通費、集金代行等に要した費用
- ② 営業者が本貸付債権の回収を弁護士又は債権回収会社等(以下、「弁護士等」といいます。) へ委託する場合には、当該弁護士等へ支払うこととなる回収事務委託手数料
- ③ 営業者の裁量で担保権の実行をする場合には、当該担保権の実行に要した費用

	④ 営業者が本貸付債権を第三者へ債権譲渡する場
	合に、当該債権譲渡に要した費用
	※上記各号の費用は、当該事由発生時の本貸付債権の
	評価や弁護士等委託先の選定により変動するもので
	あり、事前に費用等を示すことができません。
お客様の氏名又は名称	表記のとおり
お客様が当社に金融商品取引業	(書面でのご連絡方法)
者に連絡する方法	〒108-0022
	東京都港区海岸三丁目9番15号
	LOOP-X 7階
	株式会社トラストファイナンス 営業部
	(お電話又はFAXでのご連絡方法)
	株式会社トラストファイナンス 営業部
	TEL: 03-6453-9969
	FAX: 03-6453-9970
	(月~金・10:00~18:00・祝日等を除く)
	(Emailでのご連絡方法)
	E—m a i I : support@trust-lending.net
自己又は委託の別	該当なし
売付け等又は買付け等の別	買付け等
取引の対象となる金融商品	金融商品取引法第2条第2項第5号に規定する匿名組合
	契約に基づく権利
約定数量(匿名組合契約に基づ	
く権利の個数)	
単価	100,000円
取引の種類	匿名組合出資持分の取得
取引の内容を適格に示すために	本契約は、営業者が運営するソーシャルレンディングサイ
必要な事項	ト「Trust Lending(トラストレンディング)」(以下、「本
	サイト」といいます。)上において、本営業に出資して資
	産の運用を行いたいという意向をお持ちのお客様を募り、
	お客様から本営業への匿名組合出資を受けるにあたり締
	結されるものです。
	本サイトのサービスをご利用いただくにあたっては、お客
	·

様に以下のお手続きをお願いしております。

(1) 会員登録

- (a) 本サイトで、お客様のメールアドレス及びパスワード等をご入力いただきます。
- (b) ご入力いただいたメールアドレス宛てに、お客様 固有のログイン ID をお知らせします。
- (c) 当該ログイン ID 及び(a) でご入力いただいたパス ワードを使用して、ログイン処理をおこなってい ただきます。
- (d) 約款、重要事項説明書類等をご確認いただきます。
- (e) お客様情報(氏名、性別、生年月日、連絡先、勤務先及び銀行預金口座情報等)ならびにお客様の属性情報(投資経験、投資目的、お取引の動機及び資産状況等)をご入力いただきます。
- (f) 画面の指示にしたがって、免許証等の本人確認書 類及び銀行預金口座の通帳又はキャッシュカー ド等、口座情報の確認できるものを E メールにて ご連絡いただきます。
- (g) 当社所定の審査により、お客様の本サービスのご 利用を承諾する場合には、本人確認書類上のご住 所あてに、特定記録郵便(転送不要)にて、本会 員登録を完了するための認証キーが記載された 書面をお送りします。
- (h) ログイン処理を完了後、お客様専用ページ内において認証キーを入力することで本会員登録は完了いたします。

(2) 匿名組合契約の申込及び成立

- (a) 本サイトに表示されているローンファンドの中から、お客様が出資を希望するローンファンドをご選択いただきます。
- (b) 画面の流れにしたがって、重要事項説明書類等 (契約締結前交付書面及び匿名組合契約約款)の 内容をよくご確認いただきます。内容に同意して いただけるようでしたら、ご選択いただいたロー ンファンドの募集要項に従って、投資金額をご入

力いただきます。

- (c) お客様のご登録メールアドレスへ匿名組合契約 のお申込受付のメールを送信いたします。メール 本文には、匿名組合契約の申込が完了した旨の記載と、投資金額の払込方法、払込期限等が記載されております。
- (d) メール本文にしたがって、投資金額を後記分別管理用預金口座(ローンファンド出資口)へお振込みいただき、営業者が当該払込みの事実が確認できた時点で、即時に本契約が成立するものとします。尚、本契約の成立時には、改めてお客様のご登録メールアドレスへ、本契約が成立した旨のメールを送信いたします。

又、本営業は以下の流れで遂行いたします。

(1) 貸付の実行

- (a) 本営業では、原則として、お客様にご選択いただいたローンファンドの募集要項にしたがって、募集期間内にお客様を含む匿名組合員からの出資金の総額が募集金額に達した場合に、本借入人への貸付が実行されます。
- (b) 募集期間内に当該出資金の総額が募集金額(最低成立額の定めのある場合にはその額。以下同様)に達しなかった場合、又は営業者が本借入人との間で本貸付契約を締結しないことと判断した場合には、貸付は実行されない場合があるものとします。
- (c) 前項の募集金額に達しなかった場合で貸付が実行されない場合には、募集期間の最終日の翌日から起算して3営業日以内に、前項その他の事由により本貸付契約を締結しないこととする場合には、営業者において当該決定がなされた翌日から起算して3営業日以内に、お客様よりご登録いただいている銀行預金口座へ、出資金を全額返金いたします。尚、返金にかかる振込手数料は当社の負担とします。

(2) 貸付債権の管理

- (a) 本貸付契約に基づく貸付債権の管理(入金処理、 督促業務を含む回収業務、債権譲渡、及び訴訟等) は、全て営業者の判断によって行われるものとし ます。
- (b) お客様は、本借入人との直接接触を含む一切の債 権回収行為を行うことはできないものとします。

(3) 出資金の返還及び利益の分配

お客様を含むその他匿名組合員への出資金の返還及び 利益の分配は、本営業の収益から、前条の営業者報酬を控 除した残金が原資となります。

(分別管理用預金口座)

銀行名:楽天銀行

支店名:第二営業支店 預金種類:普通預金

口座番号:7362523

口座名義:株式会社トラストファイナンス トラストレ

ンディング ローンファンド出資口

銀行名: 楽天銀行

支店名:第二営業支店

預金種類:普通預金

口座番号:7425835

口座名義:株式会社トラストファイナンス トラストレ

ンディング ローンファンド返済口

※お客様を含む匿名組合員からの出資金及び本借入人からの回収金は、当社が行う他のローンファンドについて出資を受けた出資金等と一括して、当社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別に上記分別管理用預金口座に預金し分別管理いたします。

以上

別紙 営業者報酬について

営業者は、本営業における各計算期間の末日に、本出資対象事業の収益より、下記の計算方法で算出された金額を営業者報酬として取得するものとします。従って、お客様への利益分配の金額は、各計算期間の末日時点における本出資対象事業の収益から営業者報酬を差し引いた額に、お客様の出資割合(本匿名組合員出資金・匿名組合員出資金)を乗じた金額となります。尚、同時点において営業者報酬に充てるべき現金がない場合には、営業者報酬の支払いは繰り延べられるものとします。尚、下記の計算において端数が生じた場合には、営業者の裁量により処理できるものとします。

記

営業者報酬の年利率 %

- ①・・・本貸付契約に基づき算出され営業者へ支払われた約定利息の額
- ②・・・本貸付契約の約定利息の年利率(百分率)
- ③・・・営業者報酬の年利率(百分率)
- 4・・・運用利回り(百分率)(2-3)
- ⑤・・・本貸付契約に基づき算出され営業者へ支払われた遅延損害金の額

【遅延損害金が発生しない場合】

営業者報酬の額= ① - ① × (④ ÷ ②)

【遅延損害金が発生する場合】

営業者報酬の額= ① - ① × (④ ÷ ②) + ⑤ - ⑤× (④ ÷ ②)

【遅延損害金のみ発生する場合】

営業者報酬の額= ⑤ - ⑤×(④ ÷ ②)